

会員事業所各位

社会保険労務士法人 淀川労務協会

**「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に伴う 当協会の業務体制に関しまして
【緊急事態宣言の延長に伴い、2/8（月）以降も業務体制の変更を継続致します。】**

なお、下記の業務体制の変更は、2/8（月）～3/7（日）までとし、今後緊急事態宣言の再延長や感染状況の推移により、下記の業務体制の継続または変更を行う場合は、改めてご案内させていただきます。また、期間途中で大阪府の緊急事態宣言が解除された場合についても改めてご案内致します。

1. 時差出勤及び労務相談担当職員については週1～2回の在宅勤務を行います

- ① 全職員において、7:45～19:00 迄のうち9時間（実働8時間）について職員個々で時間帯を決めて時差出勤を行います。なお休憩は11:30～14:00の間で個々1時間頂戴しております。職員個々の出勤時間帯は必要に応じて個別にご連絡させていただきます。また事務所内の朝礼開始時刻を10:00に変更し10分程度行っております。朝礼中にご連絡を頂きました場合は、大変恐縮ではございますが折り返しご連絡させていただきます。
- ② 労務相談担当職員の在宅勤務を週1～2回とし、在宅勤務と事務所勤務の混合型とします。（※なお、在宅勤務は8:45～17:45、事務所勤務は個々の時差出勤時間帯を就業時間とします）

【労務相談等のご対応について】

- ・在宅勤務時においても、通常通り担当者のメールや携帯電話まで直接ご連絡頂けます。※※なお、外出や訪問、接客、電話中等の場合は、すぐにご対応できない場合がございます。また、担当者が休暇を取らせて頂いている場合もございます。ご了承ください。

2. 事務所の感染防止対策と会員事業所の皆様のご来所について

- ① 日常における消毒液での手指消毒、マスクの常時着用、適切な換気とともに、事務所での次亜塩素酸水溶液の常時噴霧、全ての対面座席へ飛沫防止用ビニールシートの設置、また全職員により毎日事務所消毒作業を行い感染防止対策を施しております。また応接室にはアクリル板を設置し、適切な換気とともに飛沫対策・感染防止対策を施しております。
- ② 会員事業所様の弊協会へのご来所や弊協会職員によるご訪問については、必要な場合に可能としております。但し感染予防が引き続き必要なことから、ご来所頂く際は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数でのご来所に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、ビデオ・web会議アプリケーション「Zoom（ズーム）」を導入しております。ご訪問・ご来所が難しい際は、Zoom利用によることも可能ですのでご相談ください。

今後も、当協会は新型コロナウイルスの感染状況に応じ、感染防止対策を施し、会員事業所の皆様及び当協会職員の安全を図るために業務体制を適切に進めてまいります。

何卒ご理解、ご了承を頂きますようお願い致します。